

第 4 1 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例（令和 3 年足立区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 項中「令和 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 3 月 3 1 日」に改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

手数料の減免措置に係る適用期間の延長に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。